

ご自身の対象カードとプランを必ずご確認ください。

選べる無料保険

選べる無料保険は、三井住友カード株式会社が会員向けサービスとして提供する保険をいいます。本サービスは、初期設定の旅行安心プランを含む 6 つの補償プラン^{※1} からご選択いただけます。

選べる無料保険プラン一覧

	プラン名	プラン名(略称)
初期設定	①旅行安心プラン(海外・国内旅行傷害保険)	①旅行安心プラン
選択	②日常生活安心プラン(個人賠償責任保険) ③ケガ安心プラン(入院保険(交通事故限定)) ④持ち物安心プラン(携行品損害保険) ⑤弁護士安心プラン(弁護士保険) ⑥ゴルフ安心プラン(ゴルフ保険) 上記②～⑤は団体総合生活補償保険(MS&AD型)、⑥は団体総合生活補償保険(個賠型)に各種特約をセットしたプランです。	②日常生活安心プラン ③ケガ安心プラン ④持ち物安心プラン ⑤弁護士安心プラン ⑥ゴルフ安心プラン

補償内容		プラチナ、 ビジネスプラチナカード for Owners ^{※2}		プラチナプリファード、ゴールド、プライムゴールド、 ビジネスゴールドカード for Owners ^{※2} 、 フレキシブルペイ PP ^{※3}		
		本会員・家族会員	家族特約	本会員・家族会員	家族特約	
初期設定	クレジットカード用海外旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	1億円	1,000万円	5,000万円 ^{※4}	1,000万円 ^{※4}
		傷害治療費用	500万円	500万円	300万円 ^{※4}	200万円 ^{※4}
		疾病治療費用	500万円	500万円	300万円 ^{※4}	200万円 ^{※4}
		賠償責任	1億円	1億円	5,000万円 ^{※4}	2,000万円 ^{※4}
		携行品損害(免責3,000円)	100万円	100万円	50万円 ^{※4}	50万円 ^{※4}
		救援者費用	1,000万円	1,000万円	500万円 ^{※4}	200万円 ^{※4}
		航空便遅延	乗継遅延費用	2万円	-	-
	出航遅延・欠航・搭乗不能費用		2万円	-	-	-
	受託手荷物遅延費用		2万円	-	-	-
	受託手荷物紛失費用		4万円	-	-	-
	クレジットカード用国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	1億円	-	5,000万円 ^{※4}	-
		入院保険金日額(フランチャイズ7日 ^{※5})	5,000円	-	5,000円 ^{※4}	-
		通院保険金日額(フランチャイズ7日 ^{※5})	2,000円	-	2,000円 ^{※4}	-
		航空便遅延	乗継遅延費用	2万円 ^{※4}	-	-
出航遅延・欠航・搭乗不能費用			2万円 ^{※4}	-	-	-
受託手荷物遅延費用			2万円 ^{※4}	-	-	-
受託手荷物紛失費用			4万円 ^{※4}	-	-	-

補償内容		プラチナ、 ビジネスプラチナカード for Owners ^{※2}	プラチナプリファード、ゴールド、プライムゴールド、 ビジネスゴールドカード for Owners ^{※2} 、 フレキシブルペイ PP ^{※3}
		本会員・家族会員	本会員・家族会員
日常生活 安心プラン	傷害死亡・後遺障害	30万円	-
	傷害後遺障害等級第1～7級限定補償	-	5万円
	個人賠償責任危険補償	1億円	100万円
ケガ 安心プラン	傷害入院補償 (交通事故限定、支払限度日数:60日、免責0日)	7,000円/日	3,000円/日
	傷害入院一時金補償 (交通事故限定、免責0日)	10万円	2万円
持ち物 安心プラン	傷害後遺障害等級第1～7級限定補償	5万円	5万円
	携行品損害補償(免責3,000円)	25万円	5万円
	受託物賠償責任補償(免責5,000円)	10万円	10万円
弁護士 安心プラン	傷害後遺障害等級第1～7級限定補償	5万円	5万円
	弁護士費用等/法律相談費用	300万円/10万円	20万円/10万円
ゴルフ 安心プラン	ゴルファー賠償責任補償	1億円	5,000万円
	ゴルフ用品補償	10万円	5万円
	ホールインワン・アルバトロス費用補償	10万円	-

補償内容		ヤングゴールド、エグゼクティブ		ゴールド(NL)、ビジネス オーナーズゴールド、 一般A、一般A(学 生)、アミティエ、アミテ イエ(学生)、フレキシブ ルペイ G※3	一般、一般(学生)、一般 (NL)、一般(CL)、ビジネ スカード for Owners、ビ ジネスオーナーズ、フレ キシブルペイ※3		
		本会員・家族会員	家族特約	本会員・家族会員	本会員・家族会員		
初期設定	旅行安心プラン	クレジットカード用海外旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	3,000万円※4	500万円※4	2,000万円※4	2,000万円※4
			傷害治療費用	100万円※4	50万円※4	100万円※4	50万円※4
			疾病治療費用	100万円※4	50万円※4	100万円※4	50万円※4
			賠償責任	4,000万円※4	2,000万円※4	2,500万円※4	2,000万円※4
			携行品損害(免責 3,000円)	25万円※4	15万円※4	20万円※4	15万円※4
			救援者費用	150万円※4	100万円※4	150万円※4	100万円※4
		航空便遅延 費用保険	乗継遅延費用	-	-	-	-
			出航遅延・欠航・搭乗不能費用	-	-	-	-
			受託手荷物遅延費用	-	-	-	-
			受託手荷物紛失費用	-	-	-	-
	クレジットカード用国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	3,000万円※4	-	2,000万円※4	-	
		入院保険金日額(フランチャイズ 7日※5)	-	-	-	-	
		通院保険金日額(フランチャイズ 7日※5)	-	-	-	-	
		航空便遅延 費用保険	乗継遅延費用	-	-	-	-
			出航遅延・欠航・搭乗不能費用	-	-	-	-
			受託手荷物遅延費用	-	-	-	-
受託手荷物紛失費用	-	-	-	-			

補償内容		ヤングゴールド、エグゼクティブ	ゴールド(NL)、ビジネス オーナーズゴールド、 一般 A、一般 A(学 生)、アミティエ、アミテ イエ(学生)、フレキシブ ルペイ G ^{※3}	一般、一般(学生)、 一般(NL)、一般 (CL)、ビジネスカード for Owners、ビジネス オーナーズ、フレキシ ブルペイ ^{※3}
		本会員・家族会員	本会員・家族会員	
選択	日常生活安心プラン	傷害死亡・後遺障害	-	
		傷害後遺障害等級第 1~7 級限定補償	5 万円	
		個人賠償責任危険補償	20 万円	
	ケガ安心プラン	傷害入院補償 (交通事故限定、支払限度日数:60 日、免責 0 日)	1,000 円/日	
		傷害入院一時金補償 (交通事故限定、免責 0 日)	1 万円	
	持ち物安心プラン	傷害後遺障害等級第 1~7 級限定補償	5 万円	
		携行品損害補償(免責 3,000 円)	3 万円	
		受託物賠償責任補償(免責 5,000 円)	-	
	弁護士安心プラン	傷害後遺障害等級第 1~7 級限定補償	5 万円	
		弁護士費用等/法律相談費用	5 万円/10 万円	
	ゴルフ安心プラン	ゴルファー賠償責任補償	20 万円	
		ゴルフ用品補償	3 万円	
ホールインワン・アルバトロス費用補償		-		

- ※1 引受保険会社三井住友海上火災保険株式会社が提供する補償プランは6つとなります。
- ※2 ビジネスプラチナカード for Ownersとビジネスゴールドカード for Ownersは、家族特約が付帯されていません。
- ※3 正式名称は下記記載の通りです。なお、各種 Olive フレキシブルペイは、クレジットカードまたはデビットカード(クレジットカード発行されない場合)に選べる無料保険が付帯されています。各種 Olive フレキシブルペイの商品性は株式会社三井住友銀行または三井住友カード株式会社ホームページをご参照ください。
- | 正式名称 | 略称 |
|-------------------------|-------------|
| Oliveフレキシブルペイプラチナプリファード | フレキシブルペイ PP |
| Oliveフレキシブルペイゴールド | フレキシブルペイ G |
| Oliveフレキシブルペイ | フレキシブルペイ |
- ※4 カード利用条件を満たしている場合に補償の対象となります。詳しくは、5 ページ以降の「(保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)」、19 ページの「補償期間」をご確認ください。なお、各種 Olive フレキシブルペイのポイント払いモードのご利用は、カード利用条件の対象となりません。
- ※5 事故の発生の日から 8 日目以降、入院・通院の状態にある場合、1 日目から保険金が支払われます。

保険金のお支払いについて

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

＜旅行安心プラン(クレジットカード用海外旅行傷害保険、クレジットカード用国内旅行傷害保険)＞

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合	
海外旅行傷害保険	<p>プラチナカードを除き、以下、①～③のいずれかのカード利用条件を満たした場合、満たした時点以降の旅行期間※が責任期間になります。</p> <p>①日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった乗客として搭乗する公共交通乗用具※の利用代金を特定クレジットカードで決済した場合。</p> <p>②日本出国前に募集型企画旅行※の旅行代金を特定クレジットカードで決済した場合。</p> <p>③日本出国後に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった乗客として搭乗する公共交通乗用具の利用代金を特定クレジットカードで決済した場合。</p> <p>(注)各種Oliveフレキシブルペイの場合はクレジットモードまたはデビットモードいずれかによる決済が利用条件の対象となります。ポイント払いモードでの決済は、カード利用条件の対象となりません。なお、責任期間開始後に別モードで決済した場合も、責任期間は当初の責任期間開始から最大3ヶ月経過後に終了します。</p>	<p>死亡保険金</p> <p>責任期間中※の事故によるケガ※のため、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>保険金額※の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金を差し引いた残額となります。</p>	<p>●保険契約者※、被保険者または保険金を受けるべき方の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用して運転中のケガ</p> <p>●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</p> <p>●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</p> <p>●被保険者による刑の執行</p> <p>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらの類似の事変または暴動。ただし、テロ行為※は除きます。</p> <p>●核燃料物質^(※1)もしくは核燃料物質^(※1)によって汚染された物^(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。</p> <p>(※1)核燃料物質 使用済燃料を含みます。</p> <p>(※2)核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの</p> <p>●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ^(※1)</p> <p>(※1)被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)の事故</p> <p>●被保険者が危険なスポーツ^(※2)活動中の事故</p> <p>(※2)危険なスポーツとは、山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 など</p> <p>(注1)山岳登山 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。</p> <p>(注2)航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。</p> <p>(注3)操縦 職務として操縦する場合を除きます。</p> <p>(注4)超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>
後遺障害保険金	<p>責任期間中の事故によるケガ※のため、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合</p>	<p>後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。</p> <p>$\frac{\text{保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合}}{\text{約款所定の保険金支払割合} - \text{既にお支払いした後遺障害保険金の額}}$</p> <p>(注)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金としてお支払いします。</p> <p>$\frac{\text{約款所定の保険金支払割合} - \text{既にお支払いした後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{約款所定の保険金支払割合} - \text{適用する割合}}$</p> <p>(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、責任期間※を通じてお支払いする後遺障害保険金は、保険金額が限度となります。</p>	<p>治療費用保険金</p> <p>責任期間中の事故によるケガ※のためその直接の結果として、治療(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合</p> <p>被保険者が現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●義手、義足の修理費用 ●X線検査費、諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院による治療を要した場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたときの宿泊施設の客室料 ●入院による治療を要しない場合において、治療を受け被保険者以外の医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊料 ●治療のために必要となった通訳雇入費用 ●病院までの移送費 ●入院により必要となった次の費用(20万円限度) <ul style="list-style-type: none"> (1)国際電話料等通信費 (2)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度) 	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
		<ul style="list-style-type: none"> ●入院により当初の旅行行程[※]を離脱した場合に、旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし払戻を受けた金額や負担を予定していた金額は控除されます。 ●病院までの交通費(保険会社が妥当と認めたものに限りです。) など <p>(注)柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p> <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。</p>	
<p>疾病治療費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●責任期間中に発病した疾病 ●責任期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師による治療を開始された場合。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りです。 ●責任期間中に感染した所定の感染症で責任期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。 <p>(注)感染症とは以下をいいます。</p> <p>(1)感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症 <p>(2)顎口虫(がっこうちゅう)</p> <p>(3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に規定する指定感染症^(*)</p> <p>(*)1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p>	<p>被保険者が現実に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額と認められる費用相当額をお支払いします。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院による治療を要した場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたときの宿泊施設の客室料 ●入院による治療を要しない場合において、治療を受け被保険者以外の医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊料 ●治療のために必要となった通訳雇入費用 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用(20万円限度) <ul style="list-style-type: none"> (1)国際電話料等通信費 (2)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度) <p>●入院により当初の旅行行程[※]を離脱した場合に、旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし払戻を受けた金額や負担を予定していた金額は控除されます。</p> <p>●病院までの交通費(保険会社が妥当と認めたものに限りです。)</p> <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者[※]・被保険者[※]・保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為 ●被保険者による刑の執行 ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●責任期間前から発病していた疾病、責任期間終了後48時間経過後に発病した疾病 ●被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病 ●歯科疾病 ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山中の高山病 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。</p>
<p>賠償責任補償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●責任期間中に偶発的な事故により、被保険者が他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ●他人の財物を使用・管理中に与えた損害は除きます。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために必要・有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用 <p>(注)示談の相手方および賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者[※]・被保険者[※]の故意による事故 ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故(仕事上の賠償責任) ●被保険者の親族^(*)に対して生じた事故 <p>(*)1) 被保険者と同居する親族(旅行のために一時的に別居する親族を含みます)および旅行行程を同じくする別居の親族をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
	(1) 宿泊施設の客室、客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキー (2) 居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物または戸室全体を賃借している場合は除きます) (3) レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品	(注) 保険会社には示談代行の義務はありません。 (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。	● 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故 ● 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故 ● 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など
携行品損害補償	責任期間中 [※] に生じた偶然な事故(盗難・破損・火災等)により携行する身の回り品(被保険者の所有するものまたは旅行行程 [※] 開始前に被保険者がその旅行のため他人から無償で借りたもの)が損害を受けた場合 (注)「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。 (注)携行品とは、被保険者が携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、株券、手形、預金証書、免許証、クレジットカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、その他これらに準ずるもの、居住施設内にあるもの、別送品等は含まれません。また危険なスポーツ(前記(*2)参照)を行っている間のそれらの用具の損害については保険金は支払われません。	同一の補償期間 [※] 中につき、保険金額を限度に損害額をお支払します。 (注)1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)をご自身で負担していただきます。 (注)損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。ただし1個1組1対につき10万円を限度とします。 (注)乗車券の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。 (注)旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄り在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。	● 保険契約者 [※] ・被保険者 [※] ・保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ● 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故 ● 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ● 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故 ● 自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い・欠陥による損害 ● 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ● 置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難も含む) ● 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ● 修理の際に発生する代金引換手数料 ● 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品 ● 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等 など
救援者費用	救援対象者 [※] が次の(1)~(4)のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(*) が費用を負担された場合 (1) 救援対象者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 責任期間中に被ったケガ [※] を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡された場合 ③ 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ④ 責任期間中に救援対象者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (2) 救援対象者が責任期間中に被ったケガまたは発病した疾病を直接の原因として、7日間以上継続入院 [※] した場合。ただし、疾病の場合は、責任期間中に治療を開始していた場合に限る (3) 責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 (4) 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、または緊急な捜索救助を要す	被保険者が負担された次の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額を、補償期間 [※] を通じ、保険金額を限度にお支払いします。 ● 遭難した救援対象者 [※] の捜索、救助または移送する活動に要した費用 ● 現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度) ● 救援者 [※] の現地または現地までの行程におけるホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ● 死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所に移送するために要した費用または治療を継続中の救援対象者を現地から救援対象者の住所もしくはその住所が属する国の病院等に移送するために要した費用。 (注) 救援対象者が払戻しを受けた帰国のための運賃または救援者が負担することを予定していた帰国のための運賃は除く。 ● 救援対象者の死亡による火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体処理費用(100万円限度) (注) 花代、読経代及び式場費等の葬儀費用は含まれません。 ● 救援者渡航手続費および現地での諸雑費(救援者渡航手続費および現地での支出した交通費、国際電話料等通信費)。(20万円限度) (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。	● 保険契約者 [※] ・救援対象者 [※] ・保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ● 救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く) ● 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ● 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く) ● 責任期間開始前から発病していた疾病を原因とする入院 ● 救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病による入院 ● 歯科疾病による入院 ● 被保険者が危険なスポーツ ^(*) 活動中の事故で発生した費用 (*1) 危険なスポーツとは、山岳登山 ^(注1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(注2) 操縦 ^(注3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 ● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [※] のないもの など (注1) 山岳登山は、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (注2) 航空機、グライダーおよび飛行船を除きます。 (注3) 操縦職務として操縦する場合を除きます。 (注4) 超軽量動力機、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。)を除きま

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
	る状態を警察等の公的機関により確認された場合 (*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者 [※] 、救援対象者、救援対象者の親族 [※] を言います。		す。
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
国内旅行傷害保険	プラチナカードを除き、以下、①～③のいずれかのカード利用条件を満たした場合、かつ会員資格が有効な場合補償します。 ①公共交通乗用具搭乗中傷害事故 被保険者が公共交通乗用具 [※] に乘客として搭乗している間。ただし、次に掲げる場合に限りです。 (1)被保険者がその公共交通乗用具に搭乗する以前に、カード会員がその料金を特定クレジットカードにより払い込んだ場合 (2)カード会員がカード会社を通じて予約を行い、かつ、その料金を特定クレジットカードにより払い込んだ場合 ②宿泊火災傷害事故 被保険者が次に掲げる宿泊施設 ^(注) に宿泊客として滞在している間。 (1)カード会員が、カード加盟店で、ノークーポンシステム [※] を利用して予約を行った宿泊施設 (2)カード会員が、カード加盟店で、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつ、被保険者がその宿泊施設にチェック・インする以前に、その料金を特定クレジットカードにより払い込んだ宿泊施設 (3)カード会員が、カード会社を通じて、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつ、その料金を特定クレジットカードにより払い込んだ宿泊施設 (注)宿泊施設とは、旅館、ホテル等の宿泊施設をいいます。 ③募集型企画旅行参加中傷害事故 被保険者が募集型企画旅行に参加している間 [※] 。ただし、宿泊を伴う募集型企画旅行 [※] で、かつ、カード会員がその料金を特定クレジットカードにより払い込んだ場合に限りです。 (注)各種Oliveフレキシブルペイの場合はクレジットモードまたはデビットモードいずれかによる決済が利用条件の対象となりますが、ポイント払いモードのご利用は、カード利用条件の対象となりません。		
	●死亡・後遺障害保険金 ●入院保険金 ●通院・手術保険金	【①公共交通乗用具搭乗中傷害事故】 被保険者が、公共交通乗用具 [※] に乘客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ [※] が原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院 [※] された場合 ^(*) ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ^(*) ⑤ケガの治療のために通院し医師の治療を受けた場合 ^(*) 【②宿泊火災傷害事故】 被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ^(*) ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ^(*) ⑤通院により医師の治療を受けた場合 ^(*) 【③募集型企画旅行参加中傷害事故】 被保険者が、宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ^(*) ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ^(*) ⑤通院により医師の治療を受けた場合 ^(*) (*)事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態に	●保険金額 [※] の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金を差し引いた残額となります。 ●後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 $\frac{\text{保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合}(100\% \sim 3\%)}{\text{既にお支払いした後遺障害保険金の額}}$ (注)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注)同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金としてお支払いします。 $\frac{\text{約款所定の保険金支払割合} - \text{既にお支払いした後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{適用する割合}}$ (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、補償期間 [※] を通じてお支払いする後遺障害保険金は、保険金額が限度となります。 ●入院保険金日額 × 入院日数 (注)事故の発生の日から180日以内の入院でかつ180日が支払の限度 ●入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合手術保険金をお支払します。 $\text{入院保険金額} \times \text{約款所定の手術種類に応じた倍率}(10倍、20倍、40倍)$ (注)手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る ●通院保険金日額 × 通院日数

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険(共通)(プラチナカードのみ)	<p>ある場合、1日目から保険金が支払われます。</p> <p>(1)海外旅行の場合は、特定クレジットカード利用の有無に限らず自動付帯となります。</p> <p>(2)日本国内では、次のいずれかに該当した場合に、「乗継遅延費用」、「出航遅延・欠航・搭乗不能費用」、「手荷物遅延費用」、「手荷物紛失費用」の各保険金が支払われます。</p> <p>①被保険者が航空便に搭乗する以前に、カード会員がその料金を特定クレジットカードにより払い込んだ場合</p> <p>②カード会員がカード会社を通じて航空便の予約を行い、かつ、その料金を特定クレジットカードにより払い込んだ場合</p> <p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加し、かつ、カード会員がその料金を特定クレジットカードにより払い込んだ場合</p>	<p>(注)ただし、事故の発生の日から180日以内の通院でかつ90日が支払の限度</p>	<p>●公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乘客として搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。</p> <p>※航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内」にいる間は補償されます。(施設管理者の事故証明書が必要)</p> <p>●募集型企画旅行(宿泊を伴うもの)に参加中の傷害事故は募集型企画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますので、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。</p> <p>など</p> <p>★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。</p>
乗継遅延費用	被保険者が責任期間中に航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって出発便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合	乗継地点において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代およびホテル等の客室料 (注)1回の到着便の遅延について、保険金額を限度とします。	<p>●保険契約者※・被保険者※・保険金受取人の故意重過失・法令違反による事故</p> <p>●地震・噴火・津波による事故</p> <p>●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故</p> <p>●これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故</p> <p>など</p>
出航遅延・欠航・搭乗不能費用	被保険者が責任期間中に搭乗予定の航空便について、次のいずれかの事由が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合 (1)4時間以上の出航遅延 (2)欠航・運休 (3)航空会社の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能	出航地において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代 (注)ホテル等の客室料はお支払い対象となりません。 (注)1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、保険金額を限度とします。	
手荷物遅延費用	被保険者が責任期間中に搭乗する航空便が目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物※が目的地に運搬されなかった場合 (注)受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着・寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・くし等の生活必需品が含まれていた場合に限り	目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用 (注)1回の受託手荷物の遅延については、保険金額を限度とします。	
手荷物紛失費用	被保険者が責任期間中に搭乗する航空便が目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかった場合 (注)受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着・寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・くし等の生活必需品が含まれていた場合に限り	航空便の目的地到着後96時間以内に、目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用 (注)1回の受託手荷物の紛失については、保険金額を限度とします。	

※海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険(共通)

- 当クレジットカードの「死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のクレジットカードをお持ちの場合、これらのクレジットカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。ただしこの規定は、特定法人カード、またはその他のクレジットカードの別により、それぞれ適用されます。
- 当クレジットカードの「死亡・後遺障害保険金」以外の保険金は、同様の保険が付帯された他のクレジットカードをお持ちの場合、保険金額は合算されます。ただし、お支払金額は実際の損害額が上限となります。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

<日常生活安心プラン(個人賠償責任保険)>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任危険保険金 ★個人賠償責任危険補償特約	補償期間中の次の①または②の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 本人の居住の用に供される住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額十判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金一被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額一免責金額 [*] (注) 1回の事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。 (注) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)がある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 (プラチナのみ)	補償期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気 [*] または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの [*] ● 入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 (プラチナのみ)	補償期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、補償期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの [*] ● 入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など
傷害後遺障害保険金	補償期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(100%~42%)	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
★傷害補償(MS & AD型)特約 ★傷害後遺障害等級1～7級限定補償特約(プラチナ以外)	からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	(注)後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害※が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、補償期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

<持ち物安心プラン(携行品損害保険)>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	補償期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みません。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額ー免責金額 ^(※1) (1回の事故につき3,000円) (注)損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合には、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注)保険金のお支払額は、補償期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご選択ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	補償期間中で、受託物 ^(※1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^(※2) ・紛失・盗難が生じ、受託物について正	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(※1) +判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金ー被保険者が損害賠償請求権者に対して	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※ま

<p>(プラチナ、プラチナブリファード、ゴールド、ブライムゴールドのみ)</p>	<p>当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額ー免責金額[※](1回の事故につき5,000円)</p> <p>(*)被害受託物の時価額が限度となります。 (注)補償期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>たは麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含まません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族[※]に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ★傷害後遺障害等級1~7級限定補償特約</p>	<p>補償期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害[※]が発生した場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(100%~42%)</p> <p>(注)後遺障害等級第1~14級のうち第1~7級に掲げる保険金支払割合(100%~42%)を適用すべき後遺障害[※]が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害[※]の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1~7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、補償期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

<ケガ安心プラン(傷害入院・手術(交通事故限定)保険)>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ★交通事故危険のみ補償特約	補償期間中の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。事故の発生日からその日を含めて ・60日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が60日に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用している間のケガ ● 脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ● 入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ● 交通乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	補償期間中の事故によるケガ [※] の治療 [※] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (60日)中に手術 [※] を受けた場合 (注)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [※] 中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約	「傷害入院」の状態が、免責期間(0日)を超えて継続した場合	傷害入院時一時金額の全額 (注)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注)傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	

補償対象外となる運動等【日常生活安心プラン/持ち物安心プラン/ケガ安心プラン/弁護士安心プランが対象】

山岳登山^{(*)1}、リージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
 (*3)職務として操縦する場合は含みません。
 (*4)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業【日常生活安心プラン/持ち物安心プラン/ケガ安心プラン/弁護士安心プランが対象】

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)
 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」【持ち物プランが対象】

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「受託物」【持ち物プランが対象】

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

＜弁護士安心プラン(弁護士保険)＞

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約	① 日本国内における偶発的な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ② 日本国内における偶発的な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律相談 ^(※2) を行った場合 ^(※2) (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊 ^(※3) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 ^(※) 、同居の親族および別居の未婚 ^(※) の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等^(※1)の額</u> 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用^(※2)の額</u> (※1)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者 ^(※) から弁護士費用等の支払いを受けた場合、「判決で確定された弁護士費用等の額」と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等 ^(※) の無資格運転または酒気帯び運転 ^(※) 中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 ^(※) を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害

など

<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ★傷害後遺障害等級1～7級限定補償特約</p>	<p>補償期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害[※]が発生した場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(100%～42%)</p> <p>(注)後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害[※]が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害[※]の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、補償期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用したの運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガなど <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
--	---	---	--

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

<ゴルフ安心プラン(ゴルファー保険)>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約</p>	<p>保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(※)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(※)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額[※](0円)</p> <p>(注)1回の事故につき、保険金額が限度となります。</p> <p>(注)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[※]の車両(ゴルフ場敷地内[※]におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

<p>ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償 特約</p>	<p>保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合</p> <p>(*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。</p> <p>(注) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※)のいずれか低い方が限度となります。)</p> <p>(注) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にありますが、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族※の故意による損害 ● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
<p>ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) (プラチナのみ)</p>	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>① 次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者※</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <div data-bbox="375 1220 622 1534" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</p> </div> <div data-bbox="375 1556 622 1915" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> </div> <p>② 達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用(*1)</p> <p>イ. 祝賀会に要する費用</p> <p>ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ※に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にありますが、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ● ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p>など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(※2)により証明できるものに限りです。 <p>(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>		
--	--	--	--

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

＜重要事項のご説明＞

契約概要のご説明

(クレジットカード用海外旅行傷害保険、クレジットカード用国内旅行傷害保険／団体総合生活補償保険(MS&AD 型)／団体総合生活補償保険(個賠型))

- ご選択に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

①旅行安心プラン

対象カード	会員	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)	
		本人 ^(※3)	その他親族 ^(※4)
プラチナ/プラチナプリファード ゴールド/プライムゴールド/ヤングゴールド/ エクゼクティブ/フレキシブルペイ PP	カード会員 (家族特約 ^(※1) セット)	○	○ ^(※1)
	家族カード会員	○	ー
上記以外のカード	カード会員	○	ー
	家族カード会員 ^(※2)	○	ー

②日常生活安心プラン/持ち物安心プラン/ケガ安心プラン/弁護士安心プラン/ゴルフ安心プラン

加入タイプ	会員	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)	
		本人 ^(※3)	その他親族 ^(※4)
全カード種類	カード会員	○	ー
	家族カード会員 ^(※2)	○	ー

主な特約	主な特約 特約固有の被保険者の範囲
個人賠償責任危険補償特約	(a)本人 ^(※3) (b)本人 ^(※3) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※3) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※3) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
受託物賠償責任補償特約	(d)別居の未婚の子(本人 ^(※3) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※3) またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※5) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
弁護士費用特約	(a)本人 ^(※3) (b)本人 ^(※3) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※3) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※3) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※3) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※3) またはその配偶者の未婚の子)
ゴルファー賠償責任保険特約	(a)本人 ^(※3) (b)本人 ^(※3) が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※5) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ用品補償特約	本人 ^(※3) のみが被保険者となります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	

(※1)特定カード会員[※]と生計をともにする親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)を被保険者に含みます。

(※2)家族カード会員とは、三井住友カード株式会社が定める「生計を共にする配偶者、満18歳以上のお子さん(高校生は除く)、ご両親」を対象として発行するカードをいいます。

詳細は、三井住友カード株式会社ホームページ(https://www.smbc-card.com/mem/addcard/family_top.jsp)をご確認ください。

(※3)カード会員、家族カード会員名義人ご自身を「本人」といいます。

(※4)その他親族とは以下の通りです。

プラチナ	(a)特定クレジットカード本会員の配偶者 (b)特定クレジットカード本会員と生計を共にする同居の親族 ^(*) (c)特定クレジットカード本会員と生計を共にする別居の未婚の子 (*)以下の条件をすべて満たす方とします(旅行安心プラン)。 ・海外旅行の目的をもって日本の住居を出発した時点において、上記に該当する親族 [*] である事(対象外となる例:旅行出発後出産されたお子様) ・事故発生時、発病時または費用発生時において、上記に該当する親族である事
プラチナプリファード/ゴールドカード/ヤングゴールド/エグゼクティブ/フレキシブルペイ PP	(a)特定クレジットカード本会員と生計を共にする19歳未満の同居の親族 ^(*) (b)特定クレジットカード本会員と生計を共にする19歳未満の別居の未婚の子 (*)以下の条件を満たす方とします(旅行安心プラン)。 ・海外旅行の目的を持って日本の住居を出発した日時点において、上記に該当する親族である事(対象外となる例:旅行出発後出産されたお子様) ・事故発生時、発病時または費用発生時において、上記に該当する親族である事 (注)年齢の判断基準は、当該被保険者が海外旅行の目的を持って住居を出発した日時点の年齢とする。

(*)5)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」とおりです。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)補償期間

会員さまの実際の補償期間については、三井住友カード株式会社へお問合せください。

①旅行安心プラン

(1)海外旅行の場合

補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後翌月1日午前0時から1年間で、責任期間は、補償期間かつ会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で日本の居住を出発してから日本の住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。

(注)プラチナカード以外のカードでカード利用条件を満たした場合については、旅行出発前にご利用条件を満たした場合、旅行開始期間から3ヶ月間(かつ旅行期間中)が補償対象期間となり、出国後はじめてご利用条件を満たした場合については、ご利用条件を満たした以降から3ヶ月間(かつ旅行期間中)が補償対象期間となります。

(2)国内旅行の場合

補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後翌月1日午前0時から1年間で、責任期間は、補償期間かつ会員資格が有効な期間中となります。

②日常生活安心プラン/持ち物安心保険プラン/ケガ安心プラン/弁護士安心プラン/ゴルフ安心プラン

補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後翌月1日午前0時から1年間です。

(4)更新

補償期間満了月3カ月前より、更新のご案内をします。補償期間満了までに、他の補償プランの選択がない限り、選択されている補償プランが自動で更新されます。更新後の補償期間は補償期間満了日翌月1日午前0時から1年間です。

(5)引受条件

ご選択いただいたプランの保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご選択いただくプランの保険金額につきましては、三井住友カード株式会社のホームページの「保険詳細ページ」(<https://www.smbc-card.com/mem/service/hoken/eraberu-hoken.jsp>)にご確認いただくか、申込ページの画面キャプチャおよび普通保険約款・特約等にてご確認ください。

2. 特約の説明

ご加入いただくプランによっては、下表の特約がセットされます。対象となる特約については、三井住友カード株式会社の「保険詳細ページ」(<https://www.smbc-card.com/mem/service/hoken/eraberu-hoken.jsp>)をご確認ください。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険名	セットする特約	特約の説明
クレジットカード用海外旅行傷害保険	戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
クレジットカード用国内旅行傷害保険		
団体総合生活補償保険(MS&AD型)	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
団体総合生活補償保険(個賠型)		

この補償に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険の補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後、翌月1日午前0時～1年間となります。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 会員さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご選択時の「申込ページ」の画面キャプチャのうえ、大切に保管してください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
保険金をお支払いする場合に該当したときは、VJ 保険デスク(三井住友海上)までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、VJ 保険デスク(三井住友海上)までお問い合わせください。なお、書類取付にかかる費用はお客様となります。

①旅行安心プラン

	海外旅行	死亡	後遺障害	治療費用	救済者費用	携行品損害	賠償責任	航空便遅延費用
現地で「手配頂く書類」	医師の診断書			◎(注1)			◎(注2)	
	治療費の明細書・領収書			◎			◎(注2)	
	死亡診断書	◎						
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○	○
	盗難届出証明書					◎		
	支出を証明する書類					◎		◎
	示談書						◎	
	念書						◎(注3)	
	損害賠償金の支払を証する書類(念書の場合)						◎(注3)	
	損害額を立証する書類						◎	
	写真						◎(注4)	
遅延を証明する書類							◎	
国内で「手配頂く書類」	購入時の領収証・保証書					◎		
	修理見積書・修理費用領収証					◎		
	損害品の写真(盗難以外の場合)					○		
	除籍謄本	◎						
	委任状・戸籍謄本	○						
	後遺障害診断書		◎					
	印鑑証明書	○	○	○	○		○	
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	事故内容報告書						◎	◎
	日本出入国日を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定クレジットカードの利用を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

★◎印は原則として必要な書類。○印の場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

(注1)診断書料は保険金の支払対象とはなりません。治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

(注2)対人賠償の保険金請求に必要となります。

(注3)示談書が作成できない場合、事故内容報告書内の念書+損害賠償金の支払を証する書類をご提出下さい。

(注4)対物賠償の保険金請求に必要となります。

国内旅行	入院/通院	後遺障害	死亡	航空便遅延
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
診療状況申告書	○			
同意書	◎	◎	◎	
診断書	○			
後遺障害診断書		◎		
事故証明書	◎	◎	◎	◎
支出を証明する書類				◎
遅延を証明する書類				◎
死亡診断書または死体検案書			◎	
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本			◎	
委任状	○	○	○	○
念書			○	
印鑑証明書	○	○	○	
特定クレジットカードの利用を証明する書類	◎	◎	◎	◎

★◎印は原則として必要な書類。○印の場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

★診断書料は保険金のお支払対象とはなりません。治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

②日常生活安心プラン/持ち物安心プラン/ケガ安心プラン/弁護士安心プラン/ゴルフ安心プラン

	死亡・後遺障害	傷害入院・手術・入院一時金	携行品(ゴルフ用品)	賠償(対物)	賠償(対人)	受託賠償	ホールインワン・アルバトロス	弁護士
当社所定の保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療状況申告書	○	○						
同意書	◎	◎	○	○	○	○		
診断書	○	○			○			
後遺障害診断書	◎							
事故証明書		◎						
死亡診断書または死体検案書	◎							
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本	◎	○	○					
医療機関等の治療実費の領収書					◎			
治療にかかわる交通費・諸雑費などの明細書・領収書					◎			
委任状	○	○	○	○	○	○	○	○
示談書				◎	◎	◎		○
念書	○	○	○	◎	◎	◎		
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
事故状況報告書			◎	◎	◎	◎		
保険の対象の損害の程度を証明する書類			◎					
公の機関の事故証明書(ただし盗難による損害の場合には警察署の盗難届出証明書に限ります)			◎					
損害賠償金の支払を証する書類(念書の場合)				◎	◎	◎		
修理見積書			◎	◎		◎		
写真			◎	◎		◎		
損害明細書			◎	○		○		
休業損害明細書					○			
ホールインワン・アルバトロス達成報告書・証明書							◎	
ビデオ・DVD等							○	
スコアカード(写)							○	
公式競技会の当日の成績表							○	
ホールインワン・アルバトロス費用内訳明細書							◎	
領収書(本紙)							◎	○
プリペイドカード(写)							○	
当社の定める損害状況報告書								○
弁護士費用等の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類								○
弁護士費用等の内容を確認できる客観的書類								○
法律相談の日時、所定時間および内容を確認できる客観的書類								○
その他当社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類等								○

★◎印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。

★事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

★保険金のご請求額が30万円以下のときは「診療状況申告書」に記入いただくことで診断書の取付を省略できます。

★示談書が作成できない場合、念書+賠償金の支払いを証する書類をご提出下さい。

★書類取付にかかる費用はお客さま負担となります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)

①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

[賠償責任を補償するプランにご加入の場合]

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス> ※旅行安心プランに示談交渉サービスは付帯されません。

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が**個人賠償責任危険補償特約、ゴルファー賠償責任保険特約**で定める**保険金額を明らかに超える場合**

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

重要事項のご案内方法と意向確認について

引受保険会社三井住友海上火災保険株式会社と保険代理店 VJA 株式会社は、三井住友カード株式会社の Vpass アプリ・WEB サービスを通じて「選べる無料保険」にて補償を選択するために必要な「重要事項のご説明」の交付やご意向確認等を行っています。

- ご選択に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご選択くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご選択の補償に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご選択の補償内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 告知義務等

(1) その他の注意事項

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 ※選べる無料保険では、死亡保険金受取人指定はできません。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

■複数の補償があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(クレジットカード旅行傷害保険・団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご選択ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を一つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 個人賠償責任危険補償特約 団体総合生活補償保険(個賠型) ゴルファー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 携行品損害補償特約 団体総合生活補償保険(個賠型) ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険(個賠型) ゴルフ用品補償特約 団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険(個賠型) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)(注)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

(注)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

2. 補償の開始時期

毎月 20 日午後 12 時(24 時)までに補償をご選択いただき、翌月 1 日午前 0 時から補償開始します。2022 年 4 月 16 日午前 0 時から旅行安心プランが初期設定されています。補償期間満了月 3 カ月前より、更新のご案内をします。補償期間満了までに、他の補償プランの選択がない限り、選択されている補償プランが自動で更新されます。更新後の補償期間は補償期間満了日翌月 1 日午前 0 時から 1 年間です。

3. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご選択いただくプランによって異なります。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

4. 失効について

- (1)ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この補償は失効となります。
 - (2)特定カード会員の会員資格が失効^(※1)となった場合は、この補償は失効となります。
 - (3)旅行安心プランでは、補償期間内に開始した旅行期間中に会員資格を失った場合でも、その旅行期間中は被保険者として保険金をお支払いします。
- (※1)特定クレジットカードのご解約・切替をいいます。

5. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

6. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

サービス内容に関するお問合せ・アクシデント発生時のお問合せは
VJ 保険デスク(三井住友海上)
 受付時間(日本時間):9:15~17:00 年中無休

■日本国内から
0120-658-811(無料)

■海外から

国識別番号	地域番号	地域	内番号番号
81	- 18 -	888	- 9225

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。
 ※カードレス・ナンバーレスカードの場合は、Vpass アプリをご用意ください。
 ※海外からのコレクコールを希望の場合、お客さま自身でコレクコールをお申し込みください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と
 手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会
 にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。P 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

※印の用語のご説明

<旅行安心プラン(クレジットカード用海外旅行傷害保険)>

用語	説明
あ	
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
衣料購入費用	受託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。
か	
危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
救援者	救援対象者の捜索 ^(*) 、看護または事務処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族 ^(**) をいいます。 (*) 捜索 捜索、救助または移送を言います。 (**) 救援対象者の親族 これらのものの代理人を含みます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転 ^(**) をいいます。 (*) 競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (**) 試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
クレジットカード付帯保険契約	カード会社 ^(*) を保険契約者とし、クレジットカード会員規約に基づき、クレジットカードを貸与している者またはクレジットカードの使用者としてカード会社に登録されている者を被保険者 ^(**) とする保険契約で、かつ、次の条件をすべて満たすものをいいます。① 保険契約者であるカード会社が保険料の全額を負担していること。② その約款または特約において、傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)(3)または(4)に規定する方式と同様の支払保険金算出方法が規定されていること。 (*) カード会社 クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。 (**) 被保険者 救援者費用等補償条項においては救援対象者をいいます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	「ケガ」とは、急激かつ偶然外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(*) のないものを除きます。
公共交通乗用具	日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においては、これに準じる乗用具をいいます。(当該旅行のために乗用するものに限りです)。
告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
航空便	定期航空運送事業の用に供される航空便をいいます。
さ	
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
疾病	妊娠、出産、早産および流産を除きます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 ^(*) を運転することをいいます。
受託手荷物	被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物をいいます。
出発便	乗継地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便をいいます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(*) 、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (*) 乗車船券・航空券 定期券を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
生活必需品購入費用	受託手荷物の中に、洗面道具、剃刀、くし等の生活必需品 ^(*) が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。 (*) 生活必需品 衣類を除きます。
責任期間	補償期間かつ会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で日本の居住を出発してから日本の住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。なお、責任期間は最大3カ月となります。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(*) が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通知義務	保険契約の締結後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務をいいます。

用語	説明
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
到着便	乗継地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便をいいます。
特定カード会員	特定カード会社がクレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与しているものをいいます。ただし、特定法人カード会員は含みません。
特定カード会社	特定クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。
特定クレジットカード	クレジットカード付帯保険契約が契約されたクレジットカードのうち、保険証券記載のクレジットカードをいいます。
特定法人カード	特定クレジットカードのうち、申込人が法人、団体または個人事業主であって、カード利用代金の決済が申込人によって行われるものまたはカード利用代金の支払債務が申込人によって保証されているものをいいます。
特定法人カード会員	特定法人カードの使用者として特定カード会社に登録されている者をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	
被保険者	補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により、補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険申込	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
補償期間	補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後、翌月1日午前0時から1年間をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
ま	
満期日	保険期間の末日をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
ら	
旅行期間	被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本国を出国する日の前日の午前0時から日本国内に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

<旅行安心プラン(クレジットカード用国内旅行傷害保険)>

用語	説明
あ	
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
衣料購入費用	受託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。
オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
か	
カード会員	カード会社がクレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与しているものをいいます。ただし、特定法人カード会員は含みません。
カード会社	特定クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転 ^(**) をいいます。 (*) 競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (**) 試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
クレジットカード付帯保険契約	カード会社 ^(*) を保険契約者とし、カード会員を被保険者とする保険契約で、かつ、次の条件をすべて満たすものをいいます。 ① 保険契約者であるカード会社が保険料の全額を負担していること。 ② その約款または特約において、第2条(保険金を支払う場合)(8)に規定する方式と同様の支払保険金算出方法が規定されていること。 (*) カード会社 クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

用語	説明
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
公共交通乗用具	日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においては、これに準じる乗用具をいいます。(当該旅行のために乗用するものに限りです)。
告知事項	危険に関する重要な事項の内、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
航空便	定期航空運送事業の用に供される航空便をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
さ	
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療 ^(※2) に該当する診療行為 ^(※3) (※1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※2)先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (※3)先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
受託手荷物	被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物をいいます。
出発便	乗継地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
生活必需品購入費用	受託手荷物の中に、洗面道具、剃刀、くし等の生活必需品 ^(※) が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。 (※)生活必需品には衣類を除きます。
責任期間	補償期間かつ会員資格が有効な期間中をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
到着便	乗継地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便をいいます。
特定クレジットカード	クレジットカード付帯保険契約が契約されたクレジットカードのうち、保険証券記載のクレジットカードをいいます。
特定法人カード	特定クレジットカードのうち、申込人が法人、団体または個人事業主であって、カード利用代金の決済が申込人によって行われるものまたはカード利用代金の支払債務が申込人によって保証されているものをいいます。
特定法人カード会員	特定法人カードの利用者として特定カード会社に登録されている者をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ノークーポンシステム	カード会社またはカード加盟店である旅行者 ^(※) に対して、カード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設の料金を支払うことを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。 (※)旅行者には、旅行者代理業者を含みます。
は	
被保険者	補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
病気	ケガ以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。

用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償され傷害が発生した場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの普通保険約款に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
補償期間	補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後、翌月1日午前0時から1年間をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
募集型企画旅行	旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。
募集型企画旅行に参加している間	被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもってその募集型企画旅行を実施する旅行者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等 ^(*) のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等(注)のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、被保険者が離脱および復帰の予定日時をあらかじめその募集型企画旅行を実施する旅行者に届け出ることなく離脱した場合または復帰の予定なく離脱した場合は、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。 (*)運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。
ま	
満期日	保険期間の末日をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

<日常生活安心プラン/ケガ安心プラン/持ち物安心プラン/弁護士安心プラン/ゴルフ安心プラン>

用語	説明
あ	
アルバトロス	ホールインワン [※] 以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気 [※] をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
か	
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
救援者	救援対象者 [※] の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族 [※] (これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
救援対象者	普通保険約款における被保険者をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等[※]の運転資格を取得するための訓練は含みません。) </div> ・交通事故危険のみ補償特約 (*いづれもそのための練習を含みます。
行政書士が行う相談	行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等 [※] の固定具を装着した場合に限りです。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
後遺障害	治療 [※] の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] を除きます。
交通事故	次の事故をいいます。 ① 運行中の交通乗用具 [※] との衝突、接触等 ^(*) ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等 ^(*) ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)

用語	説明
	④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故 ^(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。) ⑥ 交通乗用具の火災 (*)立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

さ	
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額 [※] から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間 [※] 内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院 [※] が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金
司法書士が行う相談	司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 [※] を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療 [※] に該当する診療行為 ^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療 [※] を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 [※] 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 [※] および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 [※] (疾病補償特約をセットする場合は手術または放射線治療 [※])を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た	
治療	医師 [※] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 [※] を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン [※] またはアルバトロス [※] を達成したゴルフ場 [※] に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン [※] またはアルバトロス [※] を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

な	
入院	自宅等での治療 [※] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [※] の管理下において治療に専念することをいいます

は	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
発病	医師 [※] が診断 ^(*) した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ [※] 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

用語	説明
弁護士費用等	<p>損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。</p> <p>① あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬^(*)1)、司法書士報酬^(*)1)または行政書士報酬^(*)2)</p> <p>② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用</p> <p>(*)1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。</p> <p>(*)2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。</p>
放射線治療	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>② 先進医療^(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p>
法律相談	<p>次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為^(*)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。</p> <p>① 弁護士が行う法律相談</p> <p>② 司法書士が行う相談^(*)</p> <p>③ 行政書士が行う相談^(*)</p> <p>(*) 審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。</p>
法律相談費用	<p>法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。</p>
補償期間	<p>補償期間は、補償選択締切(毎月20日)後、翌月1日午前0時から1年間をいいます。</p>
補てつ	<p>冠、さし歯、入れ歯などの歯科手術をいいます。</p>
ホールインワン	<p>各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。</p>
ま	
未婚	<p>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>
免責金額	<p>支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p>
目撃	<p>被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。</p>